

令和7年度 南部広域行政組合島尻教育研究所
こどもサポートルーム しののめ 教室経営計画

南部広域行政組合島尻教育研究所
こどもサポートルーム しののめ

南部広域行政組合島尻教育研究所における当該児童・生徒のこどもサポートルームの設置及び運営に関する規則（平成10年4月1日）第5条に基づき、令和7年度の「こどもサポートルームしののめ」の教室経営について、以下の通り計画する。

1 経営の目的

こどもサポートルームしののめは、原籍校の支援計画のもと、当該児童生徒の状況に応じて、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談、支援を行うことにより、社会的自立に資することを目的とする。

2 支援の方針

- (1) 児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の当該児童生徒の状況に応じた必要な支援を行い、当該児童生徒にとって安心できる場とする。
- (2) 個々の児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、児童生徒及び保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずる。

3 入室対象者

- (1) 島尻地区内小中学校に在籍していること（糸満市、豊見城市、南城市を除く）
- (2) 心理的要因等によって登校できず、社会的自立を促進するため、「しののめ」での支援が望ましいと判定された児童生徒

4 入室条件

- (1) 【 児童生徒 】 ■本人に「しののめ」に通室する意志があること。
- (2) 【 保護者 】 ■保護者に児童生徒を「しののめ」に通室させる意志があること。
■「しののめ」や関係機関の運営や社会的自立に向けた取り組み等に連携・協力できること。
■保護者による「しののめ」への送迎と登下校の安全確保が可能であること。
- (3) 【 原籍校 】 ■原籍校の校長により「しののめ」における支援が望ましいとされた児童生徒であること。
■原籍校または所管する町村教育委員会は、「個別の教育支援計画」を作成し、支援体制が機能していること。
- (4) 【 教育委員会 】 ■原籍校を所管する町村教育委員会により「しののめ」における支援が望ましいとされた児童生徒であること。
- (5) 【 しののめ 】 ■入室申請に係る所定の手続きを踏まえていること。
■「入室判定会議」により、「しののめ」における支援が望ましいと判定された児童生徒であること。

5 めざす児童生徒像

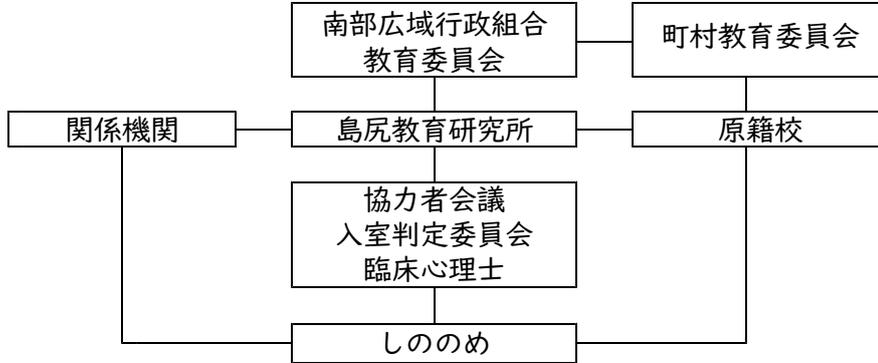
- (1) 主体的に基本的生活習慣を整え、登室のリズムが出来ている児童生徒。
- (2) 自己理解を深め、情緒が安定している児童生徒。
- (3) 目標をもち、主体的に学習活動や体験活動等に取り組んでいる児童生徒。

6 今年度の重点事項

- (1) 児童生徒の状況を把握し、自立心や社会性を育む活動を行う。
- (2) ケース会議や情報交換など、原籍校や町村教育委員会、関係機関との連携を密にする。

7 「しのめ」の組織

(1) 組織図



(2) 関係職員

こどもサポートルームしのめ（島尻教育研究所）	
教育委員会 教育課長	久志 桂子
所長（主任指導主事）	末吉 松祥
指導主事	勢理客 美和子
幼児教育担当主事	稲嶺 彰子
担当教諭	比嘉 孝子
支援員	島袋 祥子 儀間 奈央
臨床心理士・公認心理師	宮城 元子

(3) 緊急連絡体制



8 経営方針

【経営・運営について】

- (1) 「しののめ」は児童生徒にとって安心できる「居場所」となり、休養の必要性、一人ひとりの学びの多様さに合わせた支援を行う。
- (2) 「しののめ」の運営に当たっては、南部広域行政組合教育委員会、島尻教育研究所、原籍校、保護者、関係町村教育委員会、臨床心理士、関係機関、専門機関などが互いに協力し連携する。
- (3) 担当教諭及び支援員の勤務については、「働き方改革」関連法の趣旨を踏まえ、業務の内容や量、方法等について、適正に行われるよう努める。
- (4) 担当教諭及び支援員の資質向上のため、適切な研修の機会を確保する。
- (5) 児童生徒の受入数については、施設の状況等を踏まえ、適切な人数を設定する（詳細は16に規定）。
- (6) 教室内外での諸活動に、安心・安全に取り組むよう努める。
- (7) 当該児童生徒、保護者に対して必要な情報を提供する。（「教育機会確保法」休養の必要性、多様な学びの場など）

【児童生徒の生活について】

- (8) 児童生徒を受容し、自己理解を促し情緒の安定、自己肯定感を高めるよう支援する。
- (9) 学習活動、体験活動、教育相談活動など、児童生徒の実態に応じた支援を行う。

【保護者、原籍校、関係機関等との連携について】

- (10) 原籍校は、保護者、しののめ、関係機関との連携を図るため、特に以下のことに努める。
 - ① 当該児童生徒が安心して登校できるように支援体制、環境づくりに努める。
 - ② 当該児童生徒のニーズに合った特別な教育課程を「しののめ」と連携して作成する。
 - ③ 当該児童生徒の健康及び出席状況を日々把握するよう努める。
- (11) 「しののめ」は、保護者との連携を密にし、相互理解を図り関係性を構築する。
- (12) 児童生徒が積極的に交流できるよう、近隣の支援教室との連携を図る。

9 支援援助方針

学校・家庭・関係機関と連携を密にし、協力し合いながら、1に掲げる経営の目的の達成をめざすこととする。

(1) 児童生徒への対応

- ① 児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談支援を行う。
- ② 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施する。
- ③ 支援内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別支援を基本とし、必要に応じて集団支援を実施するものとする。その際、児童生徒の状況に応じて体験活動を取り入れる。
- ④ 児童生徒それぞれの発達課題等をふまえ、学校の「個別の教育支援計画」と連動した支援を行う。
- ⑤ 「教育機会確保法」の定めるところにより、児童生徒に対し、必要な情報を提供する。

(2) 保護者への対応

- ① 「しののめ」は、当該児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言等を行う。
- ② 「しののめ」は、相談活動、適応支援、その他の「しののめ」の状況について、保護者に対して積極的に情報を提供する。
- ③ 必要に応じて保護者同士の話合いの場を設け、相互理解が深まるよう努める。
- ④ 必要に応じて関係機関につなぐなど、保護者支援を行う。
- ⑤ 「教育機会確保法」の定めるところにより、保護者に対し、必要な情報を提供する。

(3) 原籍校への対応

- ① 原籍校と「しののめ」が協力し合って特別な教育課程を編成、実施していく。
 - ア 児童生徒の学習の内容、評価について、「個別の教育支援計画」に沿い、児童生徒の学習と評価が適正に行われるよう努める。

イ 各教科等の学習内容については、原籍校との調整のもと、児童生徒の実態に応じて適切に実施する。

ウ 学習課題物の提示、体験的活動や行事等への参加の声かけなど、学校から随時、児童生徒を学級の一員として働きかきよう促す。

エ 必要により家庭訪問による相談活動や適応支援等を行う際は、学校や関係機関との連絡調整の下で行う。

② 担当教諭等は、通室している児童生徒の支援のため、報告や連絡調整、ケース会議の実施など、原籍校と緊密に連携するよう努める。

ア 児童生徒の出席や活動の状況について、定期的且つ必要に応じて原籍校と情報交換を行い、共通理解を図り、共通実践する。

イ 担当教諭等は、不登校に関し、学校に対する専門的な助言・啓発を行う。

ウ 児童生徒の状況に関する情報について、守秘義務に配慮する。

(4) 関係機関との連携

① 南部広域行政組合教育委員会、島尻教育研究所、原籍校、保護者、関係市町村教育委員会、臨床心理士、関係機関、専門機関との連携、協力体制を確立し、児童生徒に対する共通理解のもとで支援を行う。

② 「しのめ」における出席状況を原籍校と関係市町村教育委員会に毎月報告し、情報の共有化を図る。

③ 関係機関、地域及び域内支援教室担当者間の連携を図り、不登校に関する地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努める。また、不登校関係の民間施設、NPO法人等との連携・協力を適切に図る。

※ 民間施設との連携については国が示している「民間施設についてのガイドライン（試案）」等に留意するものとする。

④ 関係機関、地域及び域内教育支援センター等担当者間の連携を図り、支援の効果を高める。必要に応じて合同の研修会や講演会、合同体験学習等を開催し、運営の充実に努める。

⑤ 協力者会議を必要に応じて開催し、運営等について助言を得る。

(5) その他

担当教諭等は、児童生徒の進路等においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、情報を収集するなどして継続的に支援を行うよう努める。

10 支援の内容

	ねらい	内容
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、保護者のよき理解者として受容的・共感的態度で臨み、情緒の安定と不安の解消を図る。 自己理解を深め自分の可能性に気づき、未来に向けて選択肢を広げる。 	日誌相談 定期相談 担当教諭等による相談 臨床心理士による相談等
体験活動	<ul style="list-style-type: none"> 多様な体験活動を通して、自立心を高め、協調性、社会性を養い、個別最適な学びを支援する。 	生活体験 交流体験 社会体験 自然体験 学習体験等
学習活動	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒個々の興味関心や実態に応じて学習計画を立て、個別支援を行い、「確かな学力」を育成する。 	教科書や参考書による学習 タブレットでの学習 プリント学習 グループ学習 学習ボランティアによる学習等
基本的な生活習慣の確立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 身体的、精神的な健康を保ち、基本的な生活習慣の大切さを認識し、気持ちよく社会に適應していくための実践を支援する。 	生活習慣支援 挨拶支援 美化活動 身なり・食事の改善 対人スキル

11 段階に応じた目標及び児童生徒の達成目標

段階	目標	児童生徒達成目標	主な活動内容
1	○担当者とのラポートを作り緊張感や抵抗感を軽減する	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者と会うことができる ・担当教諭等と会話ができる ・挨拶ができる ・教室で緊張せずに過ごすことができる ・安定して通室ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・領域 自立活動(コグトレ、卓球、栽培活動、雑談等) ・教科 保護者との相談
2	○仲間とのふれあいを通して協調性を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間と会話ができる ・集団遊びができる ・仲間と共に活動ができる ・教室で一日を過ごすことができる ・学習課題に取り組むことができる ・ほとんどの活動に参加することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・領域 自立活動(コグトレ、人生ゲーム、卓球、栽培活動、雑談等) ・教科 道徳、特別活動(宿泊学習) ・教科 課題学習、調理実習、交流スポーツ
3	○行動・体験の場を広げ活動の意欲を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・進んで準備や片付け等の仕事ができる ・集団活動を楽しむことができる ・みんなと一緒に活動計画を立てることができる ・言葉を使って自己表現ができる ・他者を理解することができる ・友達と学び合うことができる ・教科や内容を決めて学習に取り組むことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・領域 自立活動(コグトレ、人生ゲーム、卓球、栽培活動等) ・教科 道徳(奉仕活動)、特別活動(施設訪問) ・教科 所外活動 ・教科 課題学習、社会見学、交流スポーツ ・教科 保護者との相談
4	○自己肯定感を高め、社会的自立への意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・原籍校の担任と話し合いができる ・原籍校の行事に参加できる ・学校へ部分登校ができる。(チャレンジ登校) ・原籍校で定期テスト等を受験することができる ・学校の話に抵抗を感じなくなる ・自分の進路について考え、話し合うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・領域 自立活動(コグトレ、人生ゲーム、卓球、栽培活動等) ・教科 道徳(奉仕活動)、特別活動(施設訪問) ・教科 所外活動 ・教科 課題学習、社会見学、交流スポーツ ・総合(高校見学、職場見学、体験、現籍校での活動) ・教科 保護者との相談

12 こどもサポートルーム しののめの運営

児童生徒の状況に応じて、弾力的に運営する。

(1) 開室期間及び開室日時

- ① 開室期間・・・公立小中学校の授業日に準ずる
- ② 開室日時・・・月曜日～金曜日(祝祭日は休業日とする)8時30分～14時30分
長期休業は学校に準ずる。
- ③ 新規入室受付・・・令和7年4月21日(月)より新規入室の受け付けを開始する。

(2) 週時程

	月	火	水	木	金
8:30～9:00	登校 朝の活動(朝の清掃 植物・農園への散水 熱帯魚への餌やり 日誌記入 コグトレ)				
9:15～9:25	健康観察 今日目標設定&学習計画				
9:30～10:20	活動①	活動①	活動①	活動①	活動①
10:30～11:20	活動②	活動②	活動②	活動②	活動②
11:30～12:20	活動③	活動③	活動③	活動③	活動③
12:30～13:25	昼食・休憩				
13:30～14:20	活動④	活動④	活動④	活動④	活動④

14:20~14:30	清掃活動 日誌記入 今日の振り返り&明日の目標設定
14:30~	下校 ※ 下校後のスタッフの活動
15:00	下校完 ・学習成果物の点検・整理
15:30	教室の後片付け ・活動記録 ・学習材の準備
16:30	支援員の勤務終了 ・保護者、原籍校等との連絡調整
17:15	担当教諭の勤務終了 ・スタッフ会議 ・研修

(3) 主な活動

【教科】 基本的に当該学年の教科、特別の教科道徳、それに伴う体験活動

【領域等】 特別活動

【総合的な学習の時間】 高校見学、職場見学（体験）など

【体験活動】 ① スポーツ活動・・・バドミントン 卓球 ウォーキング
縄跳び等

② 文化・芸術的・製作的活動・・・掲示物製作 書道教室 シーサー作り
調理実習 等

③ 自然体験活動・・・渡嘉敷島いきいきキャンプ、農業体験等

④ 社会体験的活動・・・域内・県教育支援センター主催の行事への参加

⑤ 勤労奉仕的活動・・・花や野菜の栽培、灌水・手入、草刈等

【教育相談】 定期相談・臨床心理士によるカウンセリング

(4) 令和7年度「しののめ」の主な取り組み

月	児童・生徒の活動等		会議・研修等	島尻教育事務所・ 沖教支センター・その他
	しののめの活動	沖教支等合同の活動		
4	・チャレンジ登校		・域内支援教室 担当者連絡会①	・県教育支援センター担当者 連絡会①
5	・農業体験	・域内平和学習	・協力者会議 ※必要に応じて 開催	・県教育支援センター担当者 連絡会② ・地区教育相談員等連絡会① ・県教育相談員等研修会① ・県教育支援センター連絡協 議会・総会
6	・調理実習	・合同体育	・域内支援教室 担当者連絡会②	・県教育支援センター担当者 連絡会③ ・県教育相談員等研修会② ・県教育相談員等研修会③
7	・調理実習	・域内食育教室 ・県教育支援センタ ー児童生徒スポ ーツ交流会	・保護者相談会 ・入室判定委員会	・県教育相談員等研修会④
8			・保護者相談会	・県教育支援センター担当者 等研修会①② ・地区教育相談員等連絡会②
9		・渡嘉敷島いきいき 自然体験キャンプ ・合同体育		・県教育支援センター担当者 連絡会④ ・県教育相談員等研修会⑤
10	・調理実習	・合同体育 ・域内工作教室	・域内支援教室 担当者連絡会③	・県教育支援センター担当者 連絡会⑤
11		・県教育支援センタ ー児童生徒スポ	・入室判定委員会	・県教育支援センター担当者 連絡会⑥

		ーツ交流会		・ 地区教育相談員等連絡会③
12	・ 調理実習	・ 県教育支援センター児童生徒活動交流会・ 域内グラウンドゴルフ	・ 保護者相談会	・ 県教育支援センター担当者連絡会⑦
1		・ 県教育支援センター展示報告会 ・ 合同体育	・ 域内支援教室担当者連絡会④	・ 県教育支援センター担当者連絡会⑧
2	・ しののめ収穫祭	・ 合同体育	・ 保護者相談会 ・ 入室判定委員会	・ 県教育支援センター担当者連絡会⑨ ・ 地区教育相談員等連絡会④
3	・ 修了セレモニー		・ 在籍校と次年度にむけた話し合い ・ 域内支援教室担当者連絡会⑤	・ 県教育支援センター担当者連絡会⑩

☆ 行政組合関係者、体験教室ボランティア等の協力により、体験活動や授業を行う。

☆ 年間を通して、随時チャレンジ登校を奨励する。

☆ 月2回、しののめにおいて、スタッフ会議を持ち情報交換、支援方針の確認等を行う。

☆ 担当教諭は、カウンセリング講座を受講する。

13 障害補償

日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約に加入している児童生徒の場合、在籍学校長からの体験・正式入室申請書を本研究所が受理することで、「しののめ」での活動と行き帰りが学校管理下の扱いとなり、給付の対象となります。

保護者の方は、日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に加入していることをご確認ください。また、原籍校は、児童生徒が日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に加入していることをご確認ください。

14 自然災害等発生時の対応

児童生徒の安全のために下記のような対応をお願いします。

(1) 台風発生時の対応

① 通室前の対応

午前6時の段階で、「大雨警報」、「暴風警報」、台風警報」の各警報あるいは「特別警報」が発令中の場合は臨時休室とします。

② 通室時の対応

活動中に「大雨警報」、「暴風警報」、台風警報」の各警報あるいは「特別警報」が発令された場合は保護者の方が迎えに来てください。すぐに迎えることが難しい場合には、本研究所への連絡をお願いします。

(2) 地震などの警報発令時の対応

① 通室前の対応

在宅時に、島尻地区内で震度4以上の地震が発生した場合は自宅待機とします。

② 通室時の対応

活動中に、島尻地区内で震度4以上の地震が発生した場合は保護者の方が迎えに来てください。すぐに迎えることが難しい場合には、本研究所への連絡をお願いします。

(3) その他

不明な点については、本研究所にご連絡ください。

15 入室判定委員会について

目的：南部広域行政組合島尻教育研究所における不登校児童生徒のこどもサポートルームの設置及び運営に関する規則第3条及び第9条に基づき、体験入室中の生徒についての入室判定を行う。

<p>南部広域行政組合島尻教育研究所における不登校児童生徒のこどもサポートルームの設置及び運営に関する規則</p> <p>第3条 支援の対象となる者は、心理的要因等によって登校できない南部広域行政組合教育委員会管内（糸満市、豊見城市、南城市を除く。以下「管内教育委員会」という。）の小・中学校在籍の児童生徒で、第9条第1項の規定により教室における支援が望ましいと判定されたものとする。</p> <p>第9条 組合教育委員会に入室判定委員会を置き、児童生徒の教室への入室判定を行う。</p> <p>2 入室判定委員会は、研究所長、指導主事、指導教諭のほか、前条第2項第3号に規定する教育長委嘱した教育行政関係職員及び精神科医師又は臨床心理士等で組織する。</p> <p>3 第1項の規定により入室を判定された者は、教育委員会がその者の属する管内教育委員会及び当該学校長に通知する。</p>

16 こどもサポートルーム しののめ 協力者会議

(1) 目的

南部広域行政組合島尻教育研究所における不登校児童生徒のこどもサポートルームの設置及び運営に関する規則第8条に基づき、指導援助に当たり、助言を得る。

<p>南部広域行政組合島尻教育研究所における不登校児童生徒のこどもサポートルームの設置及び運営に関する規則</p> <p>第8条 ルームの運営及び児童生徒の指導援助に当たり、助言を得るため、こどもサポートルーム協力者会議（以下「協力者会議」という。）を置く。</p> <p>2 協力者会議は、10人以下の委員（以下「協力員」という）で組織し、次に掲げる者の内から教育長が委嘱する。</p> <p>(1)学識経験者 (2)学校関係者 (3)教育行政関係職員 (4)管内教育委員会の教育相談員</p> <p>3 協力員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠協力員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
--

(2) 協力者会議委員

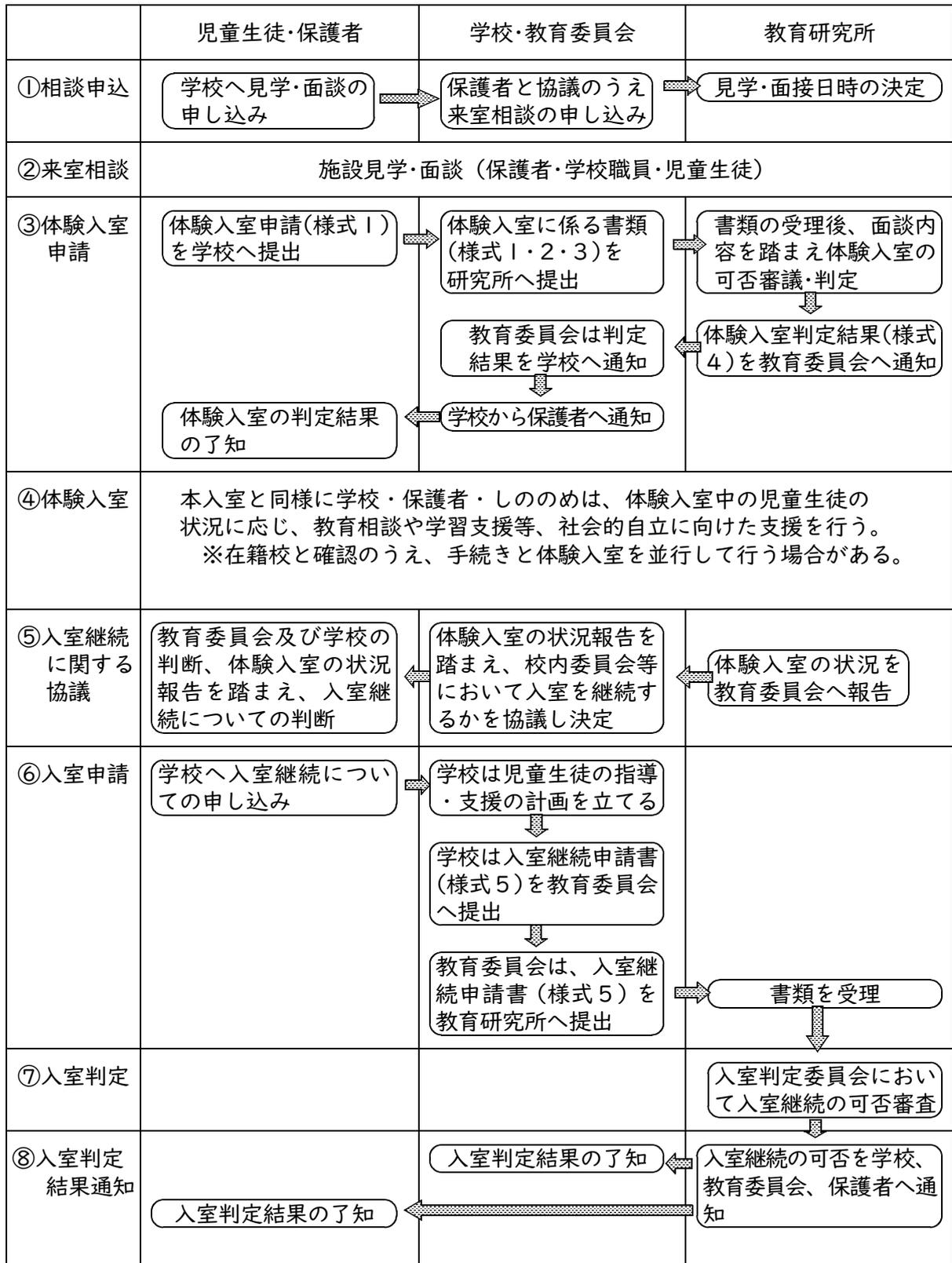
	所 属	役 職	備 考
①	—	—	学識経験者
②	島尻地区校長会会長	校長（小・中〔隔年輪番制〕）	学校関係者
③	島尻教育事務所	主任指導主事（教育相談担当）	教育行政関係職員
	八重瀬町教育委員会	指導主事	
	与那原町教育委員会	指導主事	
③	南風原町教育委員会	指導主事	教育行政関係職員
	—	公認心理師・臨床心理士	

(3) 協力者会議 ※必要に応じて開催

17 受け入れ児童生徒数

児童生徒の受入数については、10名をめどとする。

18 入室の手順と三者の関係



入室までの手順

- 1 **入室に関する話し合い** ①学校は「チェックリスト」を参考に、校内委員会等において、児童生徒の生活・学習環境として「しののめ」が最適か協議する。
②校内委員会等における協議、「しののめ」の経営方針等を踏まえ、校長が施設見学を行うか、判断する
- ↓
- 2 **施設見学の申し込み** ①学校は保護者と協議のうえ、「しののめ」担当(所長)と調整し、施設見学を電話等で申し込む。
- ↓
- 3 **施設見学** ①学校は、保護者「しののめ」担当(所長)と調整し、施設見学(児童生徒同伴)を行う。
②施設や入室に関する説明を行う(保護者・学校職員・児童生徒)。
③「しののめ」が児童生徒にとってふさわしい「居場所」となるか等の意見交換を行う。
- ↓
- 4 **体験入室の申請** ①保護者は、体験入室申請(様式1)を学校に提出する。
②学校は、体験入室に係る書類(様式1、2、3)を教育委員会に提出する。
③教育委員会は、体験入室に係る書類(様式1、2、3)を教育研究所に提出する。
[流れ] 保護者(様式1)⇒学校(様式1、2、3)⇒教育委員会(様式1、2、3)⇒島尻教育研究所
④島尻教育研究所は、実施要項に照らして体験入室の可否を判断し、教育委員会に通知(様式4)する。
- ↓
- 5 **体験入室** ①2週間～4週間程度の体験入室を実施する。
②学校・保護者・しののめは、体験入室中の児童生徒の状況に応じ、相談活動や学習支援、社会的自立に向けた支援等を行う。
③体験入室は、児童生徒の状況をみて、学校、保護者、教育研究所の協議により、学期の終了をめぐり期間を延長することができる。
- ↓
- 6 **入室継続に関する話し合い** ①体験入室の期間終了にあたり、学校の校内委員会等において、「しののめ」への入室を継続するか協議する。
②校内委員会等における協議、「しののめ」の経営方針などを踏まえて、校長が入室継続を申請するか判断する。
- ↓
- 7 **入室継続の申請** ①学校は、児童生徒の社会的自立に向けた支援の計画を立てる。
②学校は、入室継続申請書(様式5)を教育委員会に提出する。
③教育委員会は、入室継続申請書(様式5)を教育研究所に提出する。
[流れ] 学校(様式5)⇒教育委員会(様式5)⇒教育研究所
- ↓
- 8 **入室継続判定** ①入室判定委員会において入室継続の可否について審査する。
②教育研究所は、入室継続の可否を教育委員会、学校、保護者に通知する。
[流れ] 教育研究所(様式4)⇒教育委員会・学校・保護者
③入室継続については、当該学年の修了時まで継続することができる。
- ↓
- 9 **入室継続** ①更に次年度への継続を希望する場合は、次年度の第1回入室判定委員会に申請し、判定を受けることとする。